



# 金沢市公報

号外第 29 号

平成22年(2010年)11月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例	( " ) 19
条例			
職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	(職員課) 1		

## 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第48号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第21条の3まで」の次に「及び附則第9項第3号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、「第22条第2項」の次に「及び附則第12項」を加え、「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第9項第3号において同じ。」を加える。

第22条第1項中「この条」の次に「及び附則第9項第4号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第9項第4号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

第23条の5第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

附則第9項を次のように改める。

- 9 当分の間、職員(第10条の2第1項に規定する職にある職員で、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受けるもの(再任用職員を除く。)であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員

- の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項並びに附則第11項及び第12項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（同項に規定する市長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（同項に規定する市長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その

額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 産業教育手当 当該特定職員の給料月額に対する産業教育手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する産業教育手当の月額)

(6) 定時制教育手当 当該特定職員の給料月額に対する定時制教育手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する定時制教育手当の月額)

(7) 第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前各号に掲げる額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第24条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

附則第10項を附則第13項とし、附則第9項の次に次の3項を加える。

10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条、第16条、第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する市長が定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する市長が定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

12 附則第9項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあつては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	

	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
再任	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
用職	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
員以	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
外の	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
職員	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400		
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100		
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600		
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000			
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700			
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400			
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900			
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600			
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300			
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000			
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500			
	86	239,700	295,700	344,500	385,700				
	87	240,400	296,100	345,000	386,300				
	88	241,100	296,500	345,500	386,900				
	89	241,900	296,800	345,900	387,600				
	90	242,400	297,200	346,400	388,200				
	91	242,900	297,600	346,900	388,800				
	92	243,400	298,000	347,400	389,400				
	93	243,700	298,200	347,700	390,100				
	94		298,600	348,200					
	95		299,000	348,700					
	96		299,400	349,200					

97		299,600	349,500							
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800	353,400							
107		303,200	353,800							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200	355,100							
111		304,600	355,500							
112		305,000	355,900							
113		305,200	356,400							
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 4 条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800

13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
38	218,100	278,400	348,100	405,500	
39	219,900	281,000	350,300	407,100	
40	221,700	283,600	352,500	408,700	
41	223,600	286,100	354,700	410,400	
42	225,400	288,700	356,800	412,000	
43	227,200	291,200	358,900	413,600	
44	229,000	293,700	361,000	415,200	
45	230,900	296,000	363,100	416,900	
46	232,600	298,700	365,200	418,500	
47	234,300	301,400	367,200	420,100	
48	236,000	304,100	369,300	421,700	
49	237,600	306,600	371,200	423,400	
50	239,300	309,100	373,100	425,000	
51	241,000	311,600	375,100	426,600	
52	242,700	314,100	377,100	428,200	
53	244,100	316,500	379,100	429,900	
54	245,800	318,700	380,900	431,500	
55	247,400	320,900	382,700	433,100	
56	249,100	323,100	384,500	434,700	
57	250,600	325,400	386,200	436,400	
58	252,200	327,600	387,900	438,000	
59	253,800	329,800	389,600	439,500	
60	255,400	331,900	391,300	441,100	
61	257,000	334,100	393,000	442,800	
62	258,600	336,300	394,500	444,400	
63	260,200	338,500	396,000	446,000	

	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
	75	278,300	363,500	413,300	464,000
再任	76	279,700	365,400	414,700	465,000
用職	77	281,100	367,400	416,100	465,800
員以	78	282,300	369,100	417,500	
外の	79	283,500	370,800	418,800	
職員	80	284,700	372,500	420,200	
	81	286,000	374,200	421,600	
	82	287,200	375,700	422,900	
	83	288,400	377,200	424,200	
	84	289,600	378,700	425,500	
	85	290,900	380,200	426,800	
	86	292,100	381,700	428,000	
	87	293,300	383,200	429,200	
	88	294,500	384,700	430,400	
	89	295,700	386,100	431,600	
	90	296,900	387,500	432,700	
	91	298,100	388,900	433,800	
	92	299,300	390,300	434,900	
	93	300,100	391,800	436,000	
	94	301,300	393,100	437,100	
	95	302,500	394,400	438,200	
	96	303,700	395,700	439,300	
	97	304,700	397,100	440,400	
	98	305,800	398,100	441,200	
	99	306,900	399,200	442,000	
	100	308,000	400,300	442,800	
	101	308,900	401,400	443,600	
	102	310,000	402,500	444,200	
	103	311,100	403,600	444,800	
	104	312,200	404,700	445,400	
	105	313,100	405,600	445,900	
	106	314,000	406,600	446,500	
	107	314,900	407,600	447,100	
	108	315,800	408,600	447,700	
	109	316,800	409,500	448,300	
	110	317,400	410,400		
	111	318,000	411,300		
	112	318,600	412,200		
	113	319,300	412,900		
	114	319,800	413,700		



	115	320,300	414,500			
	116	320,800	415,300			
	117	321,400	416,100			
	118	321,900	416,900			
	119	322,400	417,600			
	120	322,900	418,400			
	121	323,500	419,200			
	122	324,000	419,700			
	123	324,500	420,200			
	124	325,000	420,700			
	125	325,600	421,100			
	126	326,000	421,600			
	127	326,400	422,100			
	128	326,800	422,600			
	129	327,100	423,000			
	130	327,500	423,500			
	131	327,900	424,000			
	132	328,300	424,500			
	133	328,500	424,900			
	134	328,800	425,400			
	135	329,100	425,900			
	136	329,400	426,400			
	137	329,800	426,800			
	138	330,000				
	139	330,300				
	140	330,600				
	141	330,900				
	142	331,200				
	143	331,500				
	144	331,800				
	145	332,100				
	146	332,400				
	147	332,700				
	148	333,000				
	149	333,200				
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
再任用職員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考

1 この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
----------	----------	----	----	----	----	----	----	----	----

分	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	

再任 用職 員以 外の 職員	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800			
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400			
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				

金 沢 市 公 報

	102		297,400	335,700	358,400				
	103		297,700	336,100	358,800				
	104		298,000	336,500	359,200				
	105		298,300	336,700	359,700				
	106			337,100					
	107			337,500					
	108			337,900					
	109			338,100					
	110			338,500					
	111			338,900					
	112			339,300					
	113			339,500					
再任用職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400	434,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300

31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		

再任用職員以外の職員	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
	94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400		
96	285,600	319,800	355,000	373,900		
97	286,500	320,500	355,500	374,500		
98	287,300	321,200	356,000	375,000		
99	288,100	321,900	356,500	375,500		
100	289,000	322,600	357,000	376,000		
101	289,800	323,100	357,600	376,600		
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700	366,000			
119	298,800	331,100	366,500			
120	299,200	331,500	367,000			
121	299,500	331,700	367,400			
122	299,900	332,100	367,900			
123	300,300	332,500	368,400			
124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				

	133	303,700	336,100					
	134	304,100	336,500					
	135	304,500	336,900					
	136	304,900	337,300					
	137	305,100	337,600					
	138	305,500	338,000					
	139	305,900	338,400					
	140	306,300	338,800					
	141	306,500	339,100					
	142	306,900	339,500					
	143	307,300	339,900					
	144	307,700	340,300					
	145	307,900	340,600					
	146	308,300	341,000					
	147	308,700	341,400					
	148	309,100	341,800					
	149	309,300	342,100					
	150	309,600	342,500					
	151	309,900	342,900					
	152	310,200	343,300					
	153	310,600	343,600					
	154	310,900						
	155	311,200						
	156	311,500						
	157	311,900						
	158	312,200						
	159	312,500						
	160	312,800						
	161	313,200						
	162	313,500						
	163	313,800						
	164	314,100						
	165	314,500						
	166	314,800						
	167	315,100						
	168	315,400						
	169	315,800						
再任用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を

「100分の42.5」に改める。

附則第12項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「平成21年条例第49号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額」を「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、「相当する額」の次に「(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中職員の給与に関する条例第23条の5第2項の改正規定 平成23年1月1日
- (2) 第2条の規定 平成23年4月1日

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第9項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第62号)第4条第1項若しくは第8条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(職員の給与に関する条例第26条及び附則第5項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第9項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を



受けず、かつ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例第13条の2第2項に規定する市長が定める額を除く。）並びに金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成22年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 9 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第48号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え）

- 4 育児短時間勤務をしている職員に対する職員の給与に関する条例附則第 9 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に服務等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第 3 号及び第 4 号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 5 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第19条の規定の適用については、同条中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条及び附則第 4 項」とする。

- 6 任期付短時間勤務職員に対する職員の給与に関する条例附則第 9 項第 1 号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に服務等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

- 7 職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「第20条」とあるのは、「附則第11項」とする。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

- 6 職員の服務等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条を次のように改める。

（職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員

に関する読替え)

第3条 職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第11項」とする。  
附則第4条から第7条までを削る。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第49号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の1項を加える。

13 平成22年12月に支給する期末手当については、第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第48号)附則第2項の規定は、適用しない。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 平成22年12月に支給する期末手当については、第2条第4項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第48号)附則第2項の規定は、適用しない。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のよ

うに改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

18 平成22年12月に支給する期末手当については、第 6 条第 1 項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第 48号）附則第 2 項の規定は、適用しない。

第 6 条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第 7 条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

7 平成22年12月に支給する期末手当については、第 2 条第 4 項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第 48号）附則第 2 項の規定は、適用しない。

第 8 条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

（金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 9 条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

8 平成22年12月に支給する期末手当については、第 2 条第 4 項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第 48号）附則第 2 項の規定は、適用しない。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8

条及び第10条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)11月30日 印刷  
平成22年(2010年)11月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄